

あなたは、ご自分の名前で困ったことはございませんか？ —「住基カード」便利ですよ。—

先日、私の家内は、入院し手術をしたので保険会社に保険金の申請をしました。ところが、「この申請者は本当に本人ですか？」と確認を受けたというのです。本人が書いた書類なので間違いないと何度云っても、その外交員は信じてくれません。間違いのないという証拠に、国民年金証書や自動車運転免許証、更には共済組合発行の保険証まで提示しましたが、どれも自分が自書した名前と一致するものではありませんでした。結局、証明してくれたのは役場が発行し保管しておいた戸籍関係の書類だったというのです。公の証明機関、それが「公的個人認証制度」であり、自分の名前など一字一句が間違っていないという、公的機関が証明した書類になります。

皆さんは「住民基本台帳カード」をご存知でしょうか？

「外字」と言って、戸籍係りに届出た際に特殊な文字を使った場合、戸籍上はその通りの字を作って登録しなければなりません。略字や使用できない漢字を使った場合は修正させられますが、敢えて旧漢字や併用が許される字（ex；高橋の高と高）などは、そのまま登録が出来ます。住基カードは、これからのIT社会でも電子申請ができるよう考案された便利なカードですし、個人を特定・証明するものでもあります。早速、私は妻にカードを作るよう申請させました。申請は、本人か本人が申請をしている旨の書面を持参すれば出来ます。写真付きのカードを所望する場合は、申請者の写真を持参するか役場でも写真を撮ってもらえます。手続き費用は千円で、発行までには1ヶ月ほどかかります。一度発行したら向こう十年間は有効です。インターネットをされている方なら、税の申告や各種公的書類の発行手続きも自宅から24時間いつでも行えます。とにかく便利なカードです。一度住民課窓口にご相談ください。

平成19年度産山村園芸施設促進事業の補助申請について

産山村では園芸施設を活用した農業を推進し、また農業所得の向上を目的に、来年度の事業実施希望者の受付を行います。希望される方は、経済建設課までお申し込み下さい。

【事業内容】

1. 補助対象施設（園芸施設）の範囲

◆強化型ハウス

◆簡易強化型ハウス

◆附帯施設（固定的施設）

2. 施設の規模

施設の規模は、100^{m²}以上とする。

3. 事業対象者（条件を満たす農業者のみ）

◆施設園芸に熱意があり、5年以上取り組む者

◆施設の耐用年数を経過し、更新を必要とする者

※耐用年数期間中に事業を中止した場合は、補助金の全部、または一部を^{返還}交換することとなります。

施設名	耐用年数
簡易強化型ハウス	5年
強化型ハウス	8年

補助基準

1. 補助対象施設（園芸施設）の範囲

1) パイプハウス（強化型）～パイプ資材

補助基準・・・資材費の40%以内

2) 強化型ハウス

補助基準・・・10aあたり1,200千円以内

3) 附帯施設

補助基準・・・資材費の40%以内で補助金限度額は250千円以内

申込期間 ◆平成19年1月31日（水）まで

申込先 産山村役場経済建設課 TEL:0967-25-2211